

. 出水期における対応

事 項	要 点	備 考																						
2 .斜面変動に対する警戒体制	<p>( 1 ) 白屋地区の斜面管理体制と通報基準</p> <p>斜面管理体制</p> <table border="1" data-bbox="685 478 1463 947"> <thead> <tr> <th colspan="2">体制</th> <th>注意体制</th> <th>警戒体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">巡回 監視</td> <td>頻度</td> <td>昼 2 回 夜 3 時間毎</td> <td>常時</td> </tr> <tr> <td>箇所</td> <td colspan="2">必要に応じて監視ポイントを増設する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計測</td> <td>頻度</td> <td>昼 2 回 夜 3 時間毎</td> <td>原則として 1 回/1h</td> </tr> <tr> <td>箇所</td> <td colspan="2">必要に応じて計器を増設する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">体 制</td> <td colspan="2">24 時間体制</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 監視・計測の頻度は状況に応じて増減する。 * 豪雨時の頻度は状況に応じて増減する。また、巡視を行うのが危険な場合は、計測のみとする。</p> <p>通報基準</p> <p>斜面変動の恐れが強くなり、警戒や事前に安全な場所へ避難するための通報基準は、次の通りである。</p> <div data-bbox="691 1205 2050 1556" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(警戒体制への移行基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ . 伸縮計による計器変動値が 1 日 10mm 以上計測された時</li> <li>ロ . 大雨、暴風雨等の警報が出された時</li> </ul> <p>(避難勧告に関連する通報基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ . 伸縮計による計器変動値が 1 時間 2 mm 以上を 2 時間連続計測された時</li> <li>ロ . その他の状況から事前に避難する必要があると認められた時</li> </ul> </div> <p>通報体制</p> <pre> graph LR     A[基準値超] --&gt; B[紀ノ川ダム統合管理事務所]     B -- 通報 --&gt; C[川上村 奈良県]     C -.-&gt; D[警鐘 サイレン 電話 広報車]     D -.-&gt; E[白屋地区住民]     </pre>	体制		注意体制	警戒体制	巡回 監視	頻度	昼 2 回 夜 3 時間毎	常時	箇所	必要に応じて監視ポイントを増設する。		計測	頻度	昼 2 回 夜 3 時間毎	原則として 1 回/1h	箇所	必要に応じて計器を増設する。		体 制		24 時間体制		
体制		注意体制	警戒体制																					
巡回 監視	頻度	昼 2 回 夜 3 時間毎	常時																					
	箇所	必要に応じて監視ポイントを増設する。																						
計測	頻度	昼 2 回 夜 3 時間毎	原則として 1 回/1h																					
	箇所	必要に応じて計器を増設する。																						
体 制		24 時間体制																						